

パブリック・コメント手続（意見募集）

建築物駐車施設条例の一部改正について

【意見募集期間】

令和2年（2020年）

10月8日（木）～ 11月9日（月）

【問い合わせ先】

都市部都市計画課

電話 046-822-8355（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

◎建築物駐車施設条例の一部改正に関するパブリック・コメント手 続の実施について

1 意見募集の趣旨

建築物駐車施設条例は、駐車場法に基づき、路上駐車の解消や道路交通の円滑化を目的として、商業地域などの自動車の駐車需要があると考えられる区域に、建築物の新築等の際に駐車施設の附置を義務付けるものであり、その内容によっては、建築物の設計等に影響があります。

本条例は、長い間改正を行ってこなかったため、社会状況の確認や必要な実態調査の準備を行うなど、見直しを進めているところです。

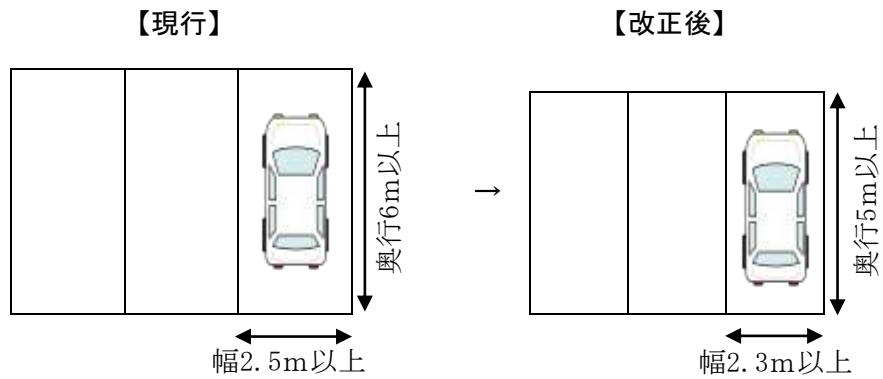
今回は、条例にある基準のうち、駐車施設の駐車マスについて、近年の自動車の登録状況や他都市の状況などから、次のとおり見直しを図ろうとするものです。

そこで、本条例の改正内容について市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

なお、この改正は、令和3年4月1日から施行する予定です。

2 改正の内容

駐車施設における1台当たりの面積を小さくします。



【理由】

現在、一般に販売されている普通自動車の大きさと、地方自治体が定める附置義務条例のひな形として国が作成している標準駐車場条例に規定されている数値を参考として駐車施設における1台当たりの面積を小さくします。

意 見 の 提 出 方 法

1 提出期間

令和2年(2020年)10月8日(木)から11月9日(月)まで

2 あて先

横須賀市都市部都市計画課

3 提出方法

- 書式は特に定めておりません。
- 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (市内に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該意見募集案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
- 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・都市部都市計画課(横須賀市役所分館4階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階)
 - ・各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 都市部都市計画課
 - (3) ファクシミリ
 - 046-826-0420
 - (4) 電子メール
 - cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただきましたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。